

新	旧	備考
<p data-bbox="163 248 983 367">貿易一般保険包括保険（2年未満案件）の引受基準について</p> <p data-bbox="309 392 842 461">日本機械輸出組合 日本鉄道車両輸出組合 日本船舶輸出組合</p> <p data-bbox="495 509 985 577">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00069 最終改正 <u>平成 26 年 3 月 25 日</u> 一部改正</p> <p data-bbox="163 667 985 1161">この規程は、「貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書」、「貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書」又は「貿易一般保険包括保険（船舶）特約書」（以下「船舶特約書」という。）により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、設備財特約書第 4 条（附帯別表第 4）の保険契約締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、設備財特約書第 1 条の輸出契約等（輸出契約又は貿易保険法第 26 条第 1 項及び第 2 項に基づき輸出契約若しくは仲介貿易契約とみなされるものをいう。以下同じ。）のうち 2 年未満案件（「別紙 1 2 年未満案件の解釈等」 1. に該当する輸出契約等をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。</p> <p data-bbox="555 1209 591 1241">記</p> <p data-bbox="170 1289 510 1321">1. 基本的引受基準 （略）</p> <p data-bbox="192 1366 385 1398">(1)～(5) （略）</p> <p data-bbox="192 1406 488 1437">(6)①～②イ～ロ （略）</p>	<p data-bbox="1010 248 1830 367">貿易一般保険包括保険（2年未満案件）の引受基準について</p> <p data-bbox="1160 392 1693 461">日本機械輸出組合 日本鉄道車両輸出組合 日本船舶輸出組合</p> <p data-bbox="1384 509 1832 541">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00069</p> <p data-bbox="1010 667 1832 1161">この規程は、「貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書」、「貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書」又は「貿易一般保険包括保険（船舶）特約書」（以下「船舶特約書」という。）により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、設備財特約書第 4 条（附帯別表第 4）の保険契約締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、設備財特約書第 1 条の輸出契約等（輸出契約又は貿易保険法第 26 条第 1 項及び第 2 項に基づき輸出契約若しくは仲介貿易契約とみなされるものをいう。以下同じ。）のうち 2 年未満案件（「別紙 1 2 年未満案件の解釈等」 1. に該当する輸出契約等をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。</p> <p data-bbox="1406 1209 1442 1241">記</p> <p data-bbox="1016 1289 1357 1321">1. 基本的引受基準 （略）</p> <p data-bbox="1039 1366 1232 1398">(1)～(5) （略）</p> <p data-bbox="1039 1406 1335 1437">(6)①～②イ～ロ （略）</p>	

新	旧	備考
<p>ハ．設備財特約書第4条第6項第二号ロに該当するものうち、ユーザンスが1年以内のものであって、バイヤー個別保証枠確認証により、又は保険契約の申込時において、代金等の全額が確認されたもの</p> <p>③ 政府開発援助契約等（「別紙3 政府開発援助契約等」に規定するものをいう。以下同じ。）については、上記①及び②の規定にかかわらず、信用事由により生じた損失をてん補することとする。（契約金額が500億円以下のものに限る。）</p> <p>イ．政府開発援助契約等の1（1）及び2.については輸出契約等の決済方式にかかわらず、輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由（輸出契約等の相手方が名簿の与信管理区分Gに格付けされておらず海外商社名簿について（01－制度-00063）のGB格、EB格又はSB格に該当しない場合は、約款第4条第11号において「これらに準ずる者」とみなす）</p> <p>ロ．上記イ以外の政府開発援助契約等については、ILCスイッチ方式、トランスファー方式（本邦内のみで決済が完了するものに限る。）又は当該借款等の供与機関から輸出者、技術提供者若しくは仲介貿易者への直接送金により決済される輸出契約等につき輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由。ただし、約款第4条第11号の事由にあっては輸出契約の相手方が名簿の与信管理区分GS格、GA格又はGE格に格付されている場合に限る</p>	<p>ハ．設備財特約書第4条第6項第二号ロに該当するものうち、<u>契約金額が50億円未満、かつ、</u>ユーザンスが1年以内のものであって、バイヤー個別保証枠確認証により、又は保険契約の申込時において、代金等の全額が確認されたもの</p> <p>③ 政府開発援助契約等（「別紙3 政府開発援助契約等」に規定するものをいう。以下同じ。）については、上記①及び②の規定にかかわらず、信用事由により生じた損失をてん補することとする。（契約金額が500億円以下のものに限る。）</p> <p>イ．「<u>政府開発援助契約等</u>」1（1）及び2.については輸出契約等の決済方式にかかわらず、輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由（輸出契約等の相手方が名簿の与信管理区分Gに格付けされておらず海外商社名簿について（01－制度-00063）のGB格、EB格又はSB格に該当しない場合は、約款第4条第11号において「これらに準ずる者」とみなす）</p> <p>ロ．上記イ以外の「<u>政府開発援助契約等</u>」については、ILCスイッチ方式、トランスファー方式（本邦内のみで決済が完了するものに限る。）又は当該借款等の供与機関から輸出者、技術提供者若しくは仲介貿易者への直接送金により決済される輸出契約等につき輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由。ただし、約款第4条第11号の事由にあっては輸出契約の相手方が名簿の与信管理区分GS格、GA格又はGE格に格付されている場合に限る</p>	

新	旧	備考
<p>④（略）</p> <p>(7)～(11)（略）</p> <p><u>(12) 次のいずれかに該当する輸出契約等は、設備財特約書第1条の規定及びこの規程にかかわらず、保険契約の申込みを要しない。但し、当該輸出契約等について、被保険者が保険契約の締結を希望する場合は、設備財特約書及びこの規程に従い保険契約を締結する。</u></p> <p><u>① 契約金額の全部又は一部が政府開発援助契約等の1（1）又は2．に該当する輸出契約等（決済方式にかかわらず、リインバース方式等により決済が行われるものを含む。）</u></p> <p><u>② 契約金額の全部が、前受金により支払を受ける輸出契約等。ただし、船舶特約書の対象となる輸出契約等にあつては、前受金により一括で支払を受ける輸出契約等。</u></p> <p><u>(13) その他</u></p> <p>① フルターンキー条項の付いた輸出契約等であつて、被保険者が希望する場合は、「フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて」（平成13年4月1日 01-制度-00042）により取り扱うこととする。</p> <p>ただし、「別表1 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる輸出契約等については、当該規程は適用しないこととする。</p> <p>② エスカレーションクローズ付きの輸出契約等にあつては、「貿易一般保険運用規程」（平成13年4月1日 01-制度-00034）第15条により取り扱うこととする。</p> <p>③ 輸出契約等に基づく技術等の提供に係る支出費用について</p>	<p>④（略）</p> <p>(7)～(11)（略）</p> <p><u>(12) その他</u></p> <p>① フルターンキー条項の付いた輸出契約等であつて、被保険者が希望する場合は、「フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて」（平成13年4月1日 01-制度-00042）により取り扱うこととする。</p> <p>ただし、「別表1 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる輸出契約等については、当該規程は適用しないこととする。</p> <p>② エスカレーションクローズ付きの輸出契約等にあつては、「貿易一般保険運用規程」（平成13年4月1日 01-制度-00034）第15条により取り扱うこととする。</p> <p>③ 輸出契約等に基づく技術等の提供に係る支出費用について</p>	

貿易一般保険包括保険（2年未満案件）の引受基準について・新旧対照表

新	旧	備考
<p>保険契約を締結する場合には、「支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて」（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00043）により取り扱うこととする。</p> <p>2. 国別引受制限 （略）</p> <p>附 則 <u>〔平成 26 年 3 月 25 日〕</u> この改正は、<u>平成 26 年 4 月 1 日</u>から実施する。</p> <p>[別紙 1] ～ [別紙 5] （略）</p> <p>[別 表 1] ～ [別 表 2] （略）</p>	<p>保険契約を締結する場合には、「支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて」（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00043）により取り扱うこととする。</p> <p>2. 国別引受制限 （略）</p> <p>[別紙 1] ～ [別紙 5] （略）</p> <p>[別 表 1] ～ [別 表 2] （略）</p>	